

水道施設消防設備保守点検等業務委託

仕 様 書

精 華 町

第1節 一般事項

1 適用

本仕様書は、水道施設消防設備保守点検等業務委託（以下、本業務という。）に関する事項を記載するものである。

2 目的

水道施設の消防設備が消防法その他関係法令に適合し、災害時に消防設備としての機能が発揮できるように機器の保守点検を行う。

3 業務場所

自動火災報知器保守点検及び消火器保守点検

精華町大字祝園小字門田14番地1

精華町精華台七丁目3番地地内

精華町精華台八丁目2番地

上下水道部事務所

植田受水場

精華台華の塔配水池

4 契約期間

令和8年8月1日～令和13年3月31日

5 業務内容

受注者は、この仕様書による他、委託契約書及び関係書類等に基づき誠実にかつ完全に業務を完了しなければならない。なお、この仕様書に記載のない事項であっても、業務に必要なものは受注者の責任においてこれを負担しなければならない。

6 準拠規格

本業務は、この仕様書による他次の法令等に準拠するものとする。

- (1) 消防法、消防法関連法
- (2) 電気設備に関する技術基準
- (3) その他関連法令によるもの

7 疑義の解釈

- (1) 本仕様書及び設計図書に疑義が生じた場合は、監督職員と協議の上決定するものとする。
- (2) 仕様書及び設計図書に明示されていない事項があるとき、また内容に疑義が生じたときは、双方協議の上定めるものとする。

8 官公庁等への手続き

本業務において関係機関その他への手続きを必要とする場合は、受注者がこれに要する申請書、届出書を作成し、手続きの一切を代行するものとする。なお、これらに要する費用はすべて受注者の負担とする。

9 委任または下請負

受注者は、業務の一部を第三者に委託し、また請負わせようとするときは、あらかじめ書面により本町に届出なければならない。

10 費用の負担

材料及び業務の検査や業務に伴う調査及び試験諸手続等に必要な費用は、受注者の負担とする。

11 賠償の義務

受注者は、業務施工の際に発注者または第三者に損害を与えたときは、発注者の指示する方法で速やかにその責を負わなければならない。

ただし、天災その他通常受注者のみの責と考えられない場合は、別途協議するものとする。

1.2 検査

- (1) 受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに書面により通知し発注者の検査を受けなければならない。
 - ア) 当該年度の業務が完成した場合
 - イ) 業務の施工中でなければその検査が不可能な場合、または著しく困難な場合
 - ウ) 業務の手直しが完了した場合
 - エ) その他必要がある場合
- (2) 検査については、監督職員と協議の上実施するものとする。

1.3 業務着手

受注者は、契約締結後速やかに本仕様書及び添付書類に基づき、工程表及び業務計画書並びに承諾図書を作成し、承諾を得た後業務に着手しなければならない。

なお、本業務に使用する機器類について受注者固有の設計による製品で、本仕様書及び添付書類と異なる場合は、事前に理由を申し出て、本町の承諾を得なければならない。

1.4 提出書類

契約約款によるものを含め、別添「業務関係提出書類一覧」に記載される書類を提出すること。ただし、協議によって提出書類を変更する場合がある。

1.5 その他

- (1) 受注者は当該年度の委託業務又は履行期間が完了したときは業務完了届を速やかに提出し、検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は検査に合格した場合は、当該履行業務の契約代金を請求することができる。
なお、請求回数は計5回とする。

第2節 保守点検

1 共通事項

- (1) 点検作業は年度毎に機器点検1回及び総合点検1回の計2回とし、実施時期は概ね次のとおりとする。

機器点検	8月
総合点検	2月

なお詳細な実施日等については監督職員と協議の上決定する。
- (2) 保守点検対象設備がその機能を十分発揮できるよう誠実に行うこと。
- (3) 保守点検作業は、監督職員の承諾を受けた業務計画書に従い実施すること。
- (4) 保守点検作業者は、各々の作業に必要な資格や経験を有する者を配置し、関係法令を満たす作業を行うこと。
- (5) 保守点検作業中に異常及び故障箇所を発見した場合は、ただちに報告すること。
- (6) 保守点検に必要な器具等は受注者の負担とする。
- (7) 受注者は、発注者より保守点検対象設備の不良連絡があった場合、速やかに点検及び修繕作業を行わなければならない。なお、本件により発生する費用については双方協議の上決定する。
- (8) 上水道施設に立入る保守点検作業者について、水道法第21条第1項の規定に基づく赤痢菌・サルモネラ菌・O-157の検査を事前に行い、その結果を作業日までに提出しなければならない。
なお検査時期は1年毎とする。

2 作業対象

別添の「保守点検機器明細表」及び図面のとおりでである。

3 作業内容

点検内容は次のとおりである。

- (1) 消防法第17条3の3に基づく機器・総合点検
- (2) 放送設備の異常有無、音量・明瞭度確認

4 点検の報告に係る事項

(1) 工程に係る事項

消防用設備の点検は8月は機器点検、2月は総合点検とし、各年度毎に実施すること。

(2) 点検の準備に係る事項

点検箇所は上水道施設であることから、点検日等については、事前に監督職員と協議を行い工程表を提出すること。

(3) 保守点検作業に係る事項

ア) 保守点検作業時は、作業に必要な場所以外へは立ち入らないこと。

イ) 保守点検作業時は、作業者のけがや設備の故障を防ぐために、必要のある場合を除きその他の設備にふれないこと。

ウ) 自動火災報知設備の保守点検においては、音響停止等の処置により必要以外の通報を避けること。

エ) 音響装置の保守点検を行うときは、事前に周知を行うこと。

オ) 点検を行った消火器には、点検済であることを明確にする表示を貼付すること。

(4) 保守点検の報告に係る事項

ア) 点検の報告に係る書式は、消防法施行規則第31条の6第3項に定めるものとする。

イ) 保守点検において発見された故障機器及び不具合箇所は、ア)の報告とは別に総括表にまとめ、さらに図面上に図示して報告すること。

ウ) 点検後の結果報告書は、規定の様式により直轄の消防署へ提出すること。

5 その他

故障時の臨時の対応は連絡体制を契約期間中維持すること。

なお、対応時間は開庁日の8時30分から17時15分までを基本とする。